

群馬大学大学教育・学生支援機構オープンバッジ管理室設置要項

令和5.2.1 制 定

(設 置)

第1 群馬大学において導入したオープンバッジの管理運用をするため、大学教育・学生支援機構の下に、群馬大学大学教育・学生支援機構オープンバッジ管理室（以下「オープンバッジ管理室」という。）を置く。

(業 務)

第2 オープンバッジ管理室は、大学教育センターの学部教務委員会及び大学院教務委員会と連携し、オープンバッジに係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 発行審査に関すること。
- (2) 発行ガイドラインに関すること。
- (3) 発行状況の管理及び検証に関すること。
- (4) 一般財団法人オープンバッジ・ネットワークとの連絡調整に関すること。
- (5) その他オープンバッジ管理室の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3 オープンバッジ管理室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) その他室長が必要と認めた者

(室長等)

第4 室長は、大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）をもって充て、副室長は機構長が指名する教職員をもって充てる。

2 室長は室の業務を掌理し、副室長は室長を補佐するとともに室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事 務)

第5 オープンバッジ管理室の事務は、関係部課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、機構長が行う。

附 則

この要項は、令和5年2月1日から施行する。